

生産行程管理業務規程

令和 5 年12月28日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒100-6832）^{トウキョウト チ ヨ ダ ク オ オ テ マ チ}東京都千代田区大手町 1-3-1

名称（フリガナ）：^{ゼンコクノウギョウキョウドウクミアイレンゴウカイ}全国農業協同組合連合会

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事理事長 桑田 義文

ウェブサイトのアドレス：<https://www.zennoh.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（なす）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{センシュウミズ}泉州水なす、Sensyu Mizunasu、OSAKA MIZUNASU、大阪紫晶茄

4 明細書の変更

全国農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

生産行程管理業務の実務全般については、連合会の構成員であるいずれの農業協同組合及び大阪泉州農業協同組合（以下「各組合」という。）が実施することとする。各組合はその構成員である生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「泉州水なす」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について、出荷会議などの機会に周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「泉州水なす」の生産地及び生産の方法について、「防除日誌」や「防除履歴帳票」などに記録し、保存する。

また、生産業者は、各組合が定めた「水なすの出荷基準」に基づいて選別し、各組合の集出荷場（以下「JA 集出荷場」という。）に出荷する。

なお、生産業者が、JA 集出荷場を介さず直接販売する場合は、「水なすの出荷基準」に基づき選別し、その販売記録等を保存する。

イ 各組合の手順

各組合は、生産業者が JA 集出荷場に出荷した「水なす」について「泉州水なす」としての販売記録等を保存する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

各組合は、上記（1）の ア 及び イ の手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

各組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、各組合は当該生産業者の生産した「水なす」について、地理的表示である「泉州水なす」の名称の使用及び「泉州水なす」としての出荷を停止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

各組合は、前記5（1）の周知の際に、地理的表示である「泉州水なす」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「水なす」についてのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GI マークを使用する場合は、地理的表示ある「泉州水なす」と併せて使用すること。
- （3）GI マークは法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

各組合は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合は、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、各組合は当該生産業者の生産した「水なす」に対し、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

連合会は、上記6及び8に関して、「泉州水なす」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

各組合及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「泉州水なす」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び各組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

